

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年4月7日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：5件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	取水設備スクリーン装置（B系）トラベリングスクリーン（C、D）の点検において、駆動機構内部部品に摩耗が認められたため、当該部品を点検・修理	GⅢ	
2	3号機	タービン建屋換気空調系排風機（1B）のプーリー側軸受部の振動が通常より高めに推移してきたため、当該部を点検・修理	GⅢ	
3	5号機	原子炉再循環系電動機・発電機セット室の局所空調機駆動用電動機側のプーリー位置が通常より大きくズレているため、当該部を点検・調整	GⅢ	
4	6号機	原子炉建屋北側二重扉近傍にある壁面埋込みコンセント部への電源ケーブル接続作業において、100V用コンセントからのケーブルプラグ脱落防止のために取付けようとしていたワイヤの先端部が、隣接する200V用コンセントの接点入口に入り込んだことにより地絡事象が発生し、当該ワイヤが溶断したため、対応検討	GⅡ	
5	6号機	中性子計測系局部出力領域モニタ（24-49D）に指示値不良（ドリフト）が認められたため、当該モニタを除外及び点検・調整	GⅢ	